

定 款

レンゴー株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、レンゴー株式会社と称し、英文では、Rengo Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.パルプ、紙、紙加工品およびその材料の製造販売ならびに技術指導
- 2.包装用品、建材およびその材料の製造販売
- 3.前各号に関する機械設備の製造販売ならびに技術指導
- 4.不織布、接着剤、粘着加工製品の製造販売ならびに日用品雑貨の販売
- 5.セロファン、プラスチックフィルムおよびビスコースの製造販売
- 6.医薬品、工業薬品、化学薬品、農業薬品、試薬品、飼料用薬品、コンクリート用混和剤および検査試薬用酵素、澱粉糖化用酵素の製造販売
- 7.バイオ技術を利用した甘味料および食品添加剤、葉緑素を原料とする健康食品ならびに飼料添加剤の製造販売
- 8.広告宣伝物の企画、製作、販売
- 9.コンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに情報提供サービス
- 10.貨物自動車運送事業
- 11.倉庫業
- 12.有価証券の取得および運用、金銭の貸付ならびに債務の保証
- 13.不動産の売買、賃貸、仲介、管理
- 14.スポーツ施設、宿泊施設、飲食店および駐車場の経営
- 15.損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- 16.総合リース業
- 17.発電および電気の供給事業
- 18.機械器具設置工事業
- 19.一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬、処分ならびに再生処理業
- 20.労働者派遣事業法に基づく労働者派遣業務
- 21.前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2.監査役
- 3.監査役会
- 4.会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利
- 4.次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 ①当会社は、株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 ①株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。
②取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 ①株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、18名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 ①取締役は、株主総会において選任する。
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。
②取締役会長および取締役社長に次員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

- 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(執行役員)

- 第28条 ①当会社は、取締役会の決議により、執行役員を選任し、会社の業務執行の一部を委任することができる。
②執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

- 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第30条 ①監査役は、株主総会において選任する。
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第31条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 ①監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 ①当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

2022年6月29日改正

附 則

- 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。